

（仮称）小田野沢Ⅲ風力発電事業環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

（1）事業計画の検討及び見直し

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価を実施しながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（2）環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

（3）累積的な影響

対象事業実施区域及びその周辺には、既存及び計画中的風力発電事業が多数存在することから、これら事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

（4）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実

施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなど、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

#### (5) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、地域の環境を良好に維持する上で必要性の高い情報であり、また事業の透明性を高めるために、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してインターネット等により公表に努めること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音、風車の影

対象事業実施区域周辺には、複数の住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等を検討すること。

#### (2) 水環境

対象事業実施区域及びその周辺には、大平滝浄水場の取水水源となっている渡場沢水系や内水面漁業権が設定された河川が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえること。

#### (3) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、ヒナコウモリ、モリアブラコウモリ等の多くのコウモリ類の生息が確認されており、事業実施によりこれらコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、専門家等からのヒアリング結果を十分踏まえた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、事後調査後に先送りすることなく、施設の稼働開始時から、フェザリング、一時稼働停止などの適切な環境保全措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛きん類であるオジロワシ、オオワシ及びクマタカの生息地となっているほか、ハクチョウ類、ガン類等の移動経

路となっている。事業実施によりこれらの鳥類の生息環境（バードストライクを含む）に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、専門家等からのヒアリング結果を踏まえた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 渡り鳥の調査について、ガン類・ハクチョウ類の渡りは、積雪量や融雪状況の影響を受けることから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。

#### （４）植物

対象事業実施区域には、植生自然度の高い「ヨシクラス」、「ヒノキアスナロ群落」等が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現地調査を十分に行った上で、これら自然度の高い植生に重大な影響を及ぼさないよう、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。

また、対象事業実施区域内には、既存の植生調査からは得られていない学術的に重要な水生植物が分布している可能性があることから、これら植生自然度の高い地域においては、適切に調査範囲を設定すること。

#### （５）景観

対象事業実施区域周辺には青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である物見崎や菜の花畑等の主要な眺望点が多く存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により眺望の特性等を把握した上で、これら眺望点からのフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

#### （６）その他

ア 対象事業実施区域には、水源かん養保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、その機能低下を招かないよう、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や、工事用資材の搬出ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分に配慮すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺に、崩壊土砂流出危険地区が存在することから、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂の崩壊または流出など土砂災害を誘発するおそれのある箇所の改変を回避すること。